

横浜創英大学 公的研究費不正防止計画

令和 5 年 4 月
学 長

横浜創英大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正：文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費に係る不正を防止するため「不正防止計画」を策定し、公的研究費の適正かつ効率的な運用を図るものとする。

1. 実施内容

(1) 研究者に対する具体的実施事項

① 「コンプライアンス教育」の受講、「誓約書」の提出

公的研究費を執行する研究者には、公的資金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させるため「コンプライアンス教育」の受講と関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、意識の向上を図る。

② 公的研究費の適正な執行

研究者には、本学の規程等に基づいた適正な執行を遵守させ、公的研究費の適切な執行に努める。

(2) 組織(機関)としての具体的実施事項

① 責任体系の明確化（機関内の責任体系の明確化）

最高管理責任者(学長)、統括管理責任者(事務局長)、コンプライアンス推進責任者(総務企画部長)の役割をホームページにおいて公表する。コンプライアンス推進責任者は、公的研究費管理の管理・運営において実質的な責任と権限をもち、コンプライアンス教育に努める。監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。

② 関係諸規程の見直し（研究費の適正な運営・管理）

コンプライアンス推進責任者は公的研究費を取扱うルールとの運用と研究現場の実態とが乖離していないかを常時確認し、必要に応じて規程等の見直しを行うとともに、研究者、事務職員等にわかりやすいかたちで運用ルールの周知に努める。

③ コンプライアンス教育の実施（関係者の意識向上）

コンプライアンス推進責任者は、令和5年5月末までに各部局内にて e-Learning 等によるコンプライアンス教育を実施する。

④ 教職員への研修会・説明会等の実施（ルールの明確化）

研究者及び事務職員に対し、本学規程・ルールのより適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発を図るため、令和5年5月末までに学内説明会等を実施し、全学的な意識向上を図る。

⑤ 公的研究費執行に係るガイドブックの作成（ルールの明確化）

本学版「わかりやすい科研費の使い方」の内容を拡充し、研究者及び担当事務職員へ執行処理の統一化及び可視化を図る。

⑥ 適正な執行管理（研究費の適正な運営・管理）

事務部門による発注、検収の実施、特殊な役務の検収、換金性の高い物品の管理等をルール通り実施する。事務部門による非常勤雇用者の管理、出張管理等を適正に行う。

⑦ 外部研修会等への参加（関係者の意識向上）

担当事務職員には、適切な指示等ができるよう学外研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに事務処理能力と専門性の向上を図る。

⑧ ホームページ等による学内外への公表（情報発信・共有化の推進）

公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等をホームページ等によ

り学内外に公表し周知を図る。

⑨ 内部監査の強化（モニタリング）

公的研究費内部監査委員会は、通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査等の各監査を、内部監査マニュアルに基づき、令和5年9月～10月中に実施する。監事及び公認会計士との連携を強化し、必要な情報提供を行う。

⑩ 取引業者に対する誓約書の提出（関係者の意識向上）

本学と一定の取引のある業者に対し、本学規程等の遵守、内部監査、調査等への協力、不正が認定された場合には取引停止を含むいかなる処分を講じても意義がないこと等を記載した誓約書の提出を義務付ける。

2. 不正防止計画の点検・評価

統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、総務企画部（不正防止計画推進部署）、公的研究費内部監査委員会と連携し、公的研究費に係る不正を発生させる要因について把握し、不正防止計画を実効性のあるものにするため点検・評価を行い、その見直しを図る。

以 上